

一筆方式・半相殺方式に加入している農家さまへ

## 水稻全相殺方式の加入要件が新たに追加されます。

全相殺方式の加入要件が令和4年産から新たに追加され、自分で乾燥調製を行っている方も **白色申告関係書類**を用いて全相殺方式に加入できるようになります。一筆方式(令和3年産で廃止)及び半相殺方式に現在ご加入いただいている農家さんにおかれましては、全相殺方式での加入をご検討ください。

### ●全相殺方式に加入することによって下記のメリットがあります。

- ①. 圃場調査(坪刈り)がありません。
- ②. 被害申告時に圃場ごとの収穫量を申告する必要はありません。(半相殺方式は必要)
- ③. 補償割合が最高9割(足切1割)となります。

### ●加入要件

白色申告を行っている農業者(個人)で下記必要書類を提出できる方

- ア. 収支内訳書(税務署に提出している書類です。)の写し
- イ. 農産物の収穫に関する事項を記載した帳簿(法定帳簿またはJA等の出荷先に出荷した年月日と数量がわかる書類(様式は任意です。))
- ウ. 販売金額等の品目別内訳書(作成していただきます。)

### ●損害評価方法

- ①. 加入要件の「イ」(農作物の収穫に関する事項を記載した帳簿)により本年産収穫量を把握します。
- ②. 加入要件の「ウ」(販売金額の品目別内訳書)を作成して頂き、記載された数量と①の本年収穫量と一致しているか確認します。
- ③. ②に記載された金額が加入要件の「ア」の収支内訳書と一致するか確認します。  
※②に記載された金額と数量に疑義が生じた場合は、伝票等を確認させていただく場合があります。  
※被害状況を確認するため、圃場の見回り調査を行います。

ご不明な点、加入に関するお問い合わせは最寄りの NOSAI まで